

調整方針修正案の再協議分(第2回住民生活小委員会 / 10項目中10項目)

別紙2

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	小委員会	専門部会	協定項目分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目											時期
	細項目											
1	14 環境衛生	統合 (同一内容)	1 収集体制については、その方式を現行どおり新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民生活	環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況	合併時		同左								
2	01 処理人口・収集体制等	統合 (同一内容)	1 収集体制については、その方式を現行どおり新市に引き継ぐ。新市における収集体制は、委託化の方向で効率的な体制を検討する。	同左	同左			住民生活	環境	14		
	01 処理人口・収集体制等			合併時	同左							
	03 ごみ収集人員・車両台数(直営)											
3	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民生活	環境	25-06		
	11 その他の状況	合併時		同左								
	01 公衆衛生の状況			01 公衆便所								
4	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。 【構成】 ・被保険者を代表する委員 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 ・公益を代表する委員 ・被用者保険等保険者を代表する委員 上記が委員構成メンバーとなる。	同左	同左			住民生活	住民	16		
	01 国民健康保険の状況	合併時		同左								
	08 運営協議会			01 国民健康保険運営協議会								
5	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 基本的に統合・一本化(合併時)とする。 65歳～69歳の医療費助成は、地域の特殊性に配慮しながら、新市において段階的に北海道老人医療給付特別対策事業(道老)の基準により調整する。	同左	1 65歳～69歳の医療費助成は、北海道老人医療給付特別対策事業(道老：平成19年度で終了予定)の基準により統合する。	1の記述を修正	市町村独自の65歳～69歳の医療費助成が、鶴居村離脱、阿寒町(H16年度)・白糠町(H16年度廃止予定)の廃止により皆無となるため	住民生活	住民	25-10		
	02 老人保健の状況	合併時		同左								
	01 老人医療			02 老人医療費助成事業								

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	小委員会	専門部会	協定項目分類			
	中項目			方針	調整内容						方針	調整内容	
	小項目		時期										時期
	細項目												
6	21 住民活動	その他	1 [03-04-01-02]「支所・出張所」調整方針で、合併前の支所・出張所は、現行のまま新市に引き継ぐ。支所の機能(事務分掌)は釧路市の例による。との方向性が示されたため調整不要とする。	同左	同左			住民生活	住民				
	03 住民窓口の状況												
	01 住民窓口												
	01 支所等での取扱い、本庁との連絡												
7	21 住民活動	再編	1 6市町村とも類似的な活動を行っており、効率的・効果的な交通安全運動の展開をするうえでは合併時に統合すべきと考えるが、補助金制度は統合調整の推移を見て再編するものとする。	同左	1 類似的な活動を行っており、効率的・効果的な交通安全運動の展開をするうえでは合併時に統合すべきと考えるが、補助金制度は統合調整の推移を見て再編するものとする。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	住民生活	住民	25-04			
	04 交通安全対策の状況	合併時											
	01 交通安全推進団体の育成												
	01 補助金												
8	21 住民活動	統合(一本化)	1 白糠町の制度を基準に合併時まで調整する。 <保険料助成の場合の影響額試算> ・白糠町制度の場合 (幼稚園児数3,366人+保育園児数2,336人+新入学児童数2,097人)×1口360円=2,807,640円	同左	1 白糠町の制度を基準に合併時まで調整する。 <保険料助成の場合の影響額試算> ・白糠町制度の場合 (幼稚園児数2,980人+保育園児数2,012人+新入学児童数1,808人)×1口360円=2,448,000円	<保険料助成の場合の影響額試算>の記述を修正	釧路町・鶴居村離脱による	住民生活	住民	25-04			
	04 交通安全対策の状況	合併時											
	03 交通災害共済制度												
	01 交通災害共済制度												
9	21 住民活動	再編	1 補助金制度は、当面、現行制度を存続させ、新市において地域差を考慮に入れながら補助制度を再編するものとする。 2 町内会組織と行政との連携のあり方等について、地域の実情を踏まえ、新市において検討する。	同左	同左			住民生活	住民	20			
	05 コミュニティ活動の状況	経過措置3年程度											
	01 町内会(自治会)組織、活動補助金												
	01 補助金												
10	21 住民活動	再編	1 設置、維持補助基準に差異があり、また都市部と山間部との地域的環境の違いもある。当面は、現行制度を地域ごとに存続させ、新市において地域格差を考慮に入れた補助要綱を作成するものとする。	同左	同左			住民生活	住民	20			
	05 コミュニティ活動の状況	経過措置3年程度											
	02 町内会(自治会)防犯灯補助の状況												
	01 街路灯(防犯灯)の設置補助・維持補助の状況												